奈良県女性医師等就労支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、県内医療機関における医師の確保を図ることを目的として、子育て等を行う女性医師等の多様な働きを支援するため、短時間正規雇用等の弾力的な勤務形態を導入することにより、仕事と家庭の両立ができる「働きやすい病院づくり」に取り組む医療機関又は出産・育児等により医療現場を離れた女性医師等が復職する際の復職研修を実施する県内の医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　当該補助金の交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成８年６月奈良県規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第２条　この補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げる事業とする。

（１）短時間正規雇用等導入支援事業

女性医師等の負担を軽減し、仕事と家庭の両立を図るための取組で次に掲げるもの。

ア　短時間正規雇用制度の活用に伴う代替医師の雇用

イ　宿日直勤務、所定外労働の免除及び軽減措置に伴う代替医師の雇用

（２）復職応援事業

休職又は離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、復職を支援するための研修プログラムを作成し、指導医のもとで実施する医療技術等の研修

（補助対象事業者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第１項の規定により許可を受けた者のうち、医師の勤務環境改善を図るため、第２条に掲げる事業等について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）等に規定する事業主の義務規定の範囲を超えるものを導入し、積極的に医師の勤務環境改善を図る者とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は次表第１欄に規定する対象事業ごとに、同表第２欄に規定する対象経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額と同表第３欄に規定する基準額とを比較し、少ない方の額に第３欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された補助金額に１，０００円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

１　対象事業	２　対象経費	３　基準額	４　補助率
短時間正規雇用等導入支援事業	第２条第１項に掲げる制度等代替医師の雇用に係る人件費 （給料、報酬、賃金、報償費、諸手当、法定福利費等） ※ただし、女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師	基準単価3,800円×代替医師実労働時間 ただし事業利用医師１人当たり別に定める金額を上限額とする。	２分の１

	に係る人件費等のうち代替として勤務した部分に限る。		
復職応援事業	復職研修に必要な次の経費 (1) 指導医に係る謝金、人件費、手当 (2) 研修医受入に係る医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費 (3) その他知事が特に必要と認める経費 ※ただし、当該復職研修受講後県内の病院に復職を希望する医師に限る。	基準単価5,400円×研修時間 ※ただし、研修受講医師１人当たり６４８千円、研修日数は６０日を上限とする。	２分の１

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに知事に提出しなければならない。

（１）補助金交付申請書（第１号様式）

（２）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　知事は前条の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

２　知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

３　知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に書面により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第７条　補助金の交付の申請をした者は、第７条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して１５日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助対象事業の変更等）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）又は補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助金額の交付決定額の２０パーセント以内の減額及び経費の配分の変更を除く。）をする場合には、事業実施計画変更申請書（第２号様式）を知事に提出しなければならない。

２　補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、事業実施計画変更申請書（第２号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の概算払い）
第９条　知事は、補助金の交付決定をした場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。
２　前項の規定により概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）
第１０条　補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（事業実績報告）
第１１条　補助金の交付決定を受けた者は、事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して一月を経過した日又は第７条の補助金の交付の決定をした年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
（１）事業実績報告書（第４号様式）
（２）その他知事が必要と認める書類

（補助金額の確定及び精算）
第１２条　知事は前条の規定による書類提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
２　知事は、補助金の額の確定を補助事業者に通知した場合において、補助事業者が精算払請求書（第５号様式）を提出したときは、補助金を交付するものとする。
３　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第６号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
４　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）
第１３条　補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、５年間保管しておかなければならない。

附　　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２８年６月１日から施行し、平成２８年度分の補助金から適用する。
（廃　　止）
２　この要綱の施行に伴い、「奈良県女性医師復職応援事業補助金交付要綱」（平成２６年７月１７日付け医看第９０号）については、廃止する。